

6 板 資 資 第 4 0 9 号
東京都板橋区資源環境審議会

東京都板橋区資源環境審議会条例（平成9年東京都板橋区条例第30号）第2条第1項の規定に基づき答申を得るため、下記の事項について諮問いたします。

令和7年1月16日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

《諮問事項》

第五次板橋区一般廃棄物処理基本計画の策定について

《諮問の趣旨》

区では、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までの8年間を計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画としては第四次計画となる「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」（以下、「現行計画」）を策定し、計画目標達成に向け取り組んできました。

現行計画策定以降、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「第五次循環型社会形成推進基本計画」等、関係法令や計画の施行・策定等に伴いごみやリサイクルを取り巻く環境は変化しています。

今般、現行計画の計画期間満了にあたり、廃棄物及び循環型社会形成推進を取り巻く内外の社会経済環境、法令や計画の策定等の変化に柔軟に対応すべく、第五次計画となる（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画2035を策定します。

策定にあたっては、現行計画に含まれる「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」に加え、「食品ロス削減推進計画」を含む構成とします。

つきましては、第五次板橋区一般廃棄物処理基本計画（（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画2035）について、上記の視点を踏まえ、ご審議をお願いいたします。